

相続時精算課税において、平成27年1月1日以後の贈与から適用の範囲が拡大され、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられるとともに、その贈与者に祖父母が加えられました。

上記記載の内容について、本書において下記のとおり、誤りがございました。内容を訂正すると共に、ご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

頁	正誤箇所	誤	正
37頁	相続時精算課税制度の表【選択ができる場合】1行目	財産を贈与した人（贈与者）→60歳以上（平成26年12月31日までは65歳以上）の親	財産を贈与した人（贈与者）→60歳以上（平成26年12月31日までは65歳以上）の <u>父母又は祖父母</u>
37頁	相続時精算課税制度の表【贈与税額の計算】	{その親からの贈与により取得した財産の価額の合計額－2,500万までの…	{その <u>父母又は祖父母</u> からの贈与により取得した財産の価額の合計額－2,500万までの…
37頁	相続時精算課税制度の表【適用を受けるための手続】6行目	(注) 贈与者 <u>(父又は母)</u> ごとに「届出書」の提出が必要です。	(注) 贈与者 <u>(父、母、祖父、祖母)</u> ごとに「届出書」の提出が必要です。
37頁	税金なんだぱんだ1行目	相続時精算課税制度は、贈与者が60才以上の親（住宅取得等のための資金の贈与では60才未満でもよい。）…	相続時精算課税制度は、贈与者が60才以上の親 <u>又は祖父母</u> （住宅取得等のための資金の贈与では60才未満でもよい。）…
38頁	(1) 相続時精算課税制度の選択の特例	「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者 <u>(原則として父又は母)</u> が60歳未満であっても…	「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者 <u>(父母又は祖父母)</u> が60歳未満であっても…
42頁	税金なんだぱんだ相続時精算課税の住宅取得等資金の特例【贈与者】	受贈者の <u>父母（祖父母等は対象となりません）</u>	受贈者の <u>父母又は祖父母</u>
43頁	税金なんだぱんだ6行目	相続時精算課税制度は贈与財産を相続財産に加算することを前提にしているため贈与者も父、母に限定しているところも非課税特例と違う点です。	削除
43頁	Case Study 13行目	また、相続時精算課税の適用を受けた親からの贈与については…	また、相続時精算課税の適用を受けた親等からの贈与については…